

# はた旅 Web サイトリニューアル 及び 年間サポート業務等委託業務 仕様書

## 1 委託業務名

はた旅 Web サイトリニューアル 及び 年間サポート業務等委託業務

## 2 事業の目的

はた旅 Web サイトは、2013 年度の立上げ以降新たなページ等を継ぎ足しし情報が拡大してきた結果、ユーザーの求めている目的の情報までたどり着かず閲覧数の少ないページが増加傾向であるため、現在の各ページを活かしつつ SEO 対策を含む誘導構成の見直しを図るとともに、年間サポート業務を通じて常に動きのある最新のサイトにリニューアルすることを目的とする。

## 3 事業の内容

上記の目的を達成するため、本事業にかかる業務を一般社団法人幡多広域観光協議会と連携をとりながら行います。

なお、サイトのリニューアルと年間サポートに当たっては、以下を踏まえた内容となりますが、よりよい工夫と効果的な提案があれば、これに限らずご提案ください。

### (1) 各ページへの誘導見直しに伴う改修

- ・ TOP ページのコンテンツ改善及びデザイン改修
- ・ 体験イベント情報への導線見直し改修
- ・ モバイルファーストに重視した操作性の見直し
- ・ 上記デザイン改修に伴い、連動する管理システム調整と、プログラム及びデータベース改修作業

※現在のサイトマップは別紙参照

### (2) 「休憩スポット&寄り道グルメ」ページへの新規情報の追加

- ・ 道の駅「なぶら土佐佐賀」の追加掲載
- ・ 道の駅「よって西土佐」の追加掲載
- ・ 上記追加に伴う取材とデザイン制作

### (3) 「ネットショッピング」ページの改修

- ・ 現在メンテナンス中のネットショップを廃止し現在ある商品の PR ページに改修
- ・ ネットショップをしている事業者があれば、そちらのサイトへ誘導

#### (4) 「何で行こう？交通アクセス」ページの改修

- ・公共交通機関でのアクセス欄へ高松駅からのアクセスを追加
- ・その他最新情報へ改修

#### (5) その他ページの改修及び提案

- ・古い情報の削除または見直し

#### (6) 年間サポート業務の提案

- ・レンタルサーバー「さくらインターネット(株)」と、ドメイン「hata-kochi.jp」の契約更新管理
- ・はた旅 Web サイトと、管理システム (CMS) のサポート
- ・新規情報の登録サポート
- ・その他

※ (6) については、次年度以降にかかる企画提案書とし、その費用については参考見積書でご提出ください

### 4 事業期間

- ・契約締結日から令和2年3月31日(火)まで

### 5 成果品

#### (1) 納品物

- ・電子データ一式

#### (2) 納期及び納入場所

- ・納期 令和2年3月31日(火)
- ・納入場所 一般社団法人幡多広域観光協議会 (四万十市駅前町 15-16)

### 6 著作権等

- ・著作権は委託者に帰属することとする
- ・受託者は、委託者に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する
- ・委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

## **7 委託金額の上限**

2,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

## **8 その他**

- ・本事業を実施するにあたり、受託者は委託者と十分調整することとします。
- ・本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができるものとします。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとします。
- ・個人情報に関わるデータを取り扱うときは、別記個人情報取扱特記事項を遵守することとします。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

#### (資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

#### (従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

#### (調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

#### (事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。